

発熱患者等発生時における栃木県の相談体制

令和2(2020)年11月から、栃木県の相談及び医療体制が次のとおり変更となります。

受診の方法

①発熱等の場合、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談



②かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡

受診・相談センター 0570-052-092

→診療・検査医療機関を案内します

※検査をするかどうかは医師の判断となります。



24時間対応

- 受診・相談センターが相談者に伝える情報
- 相談者の住所近辺の受診可能な医療機関(医療機関名、所在地、電話番号、診療時間)
- 診療時間に注意し、まずは医療機関に電話してから時間内に受診すること
- 検査の可否は、医師の判断となること